

第96期定時株主総会招集に際しての 電子提供措置

事業報告

企業集団の現況

事業の経過およびその成果

対処すべき課題

財産および損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社 T B S ホールディングス

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2022年4月1日~2023年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大への警戒が続く中、感染防止と経済活動の両立を目指し、まん延防止等重点措置等の行動制限が無かったことにより、個人消費を中心に景気は緩やかな持ち直しの状況を維持しました。一方で、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れリスクや、エネルギー・原材料価格の高騰による物価上昇が家計におよぼす影響に注意が必要な状況で推移しました。

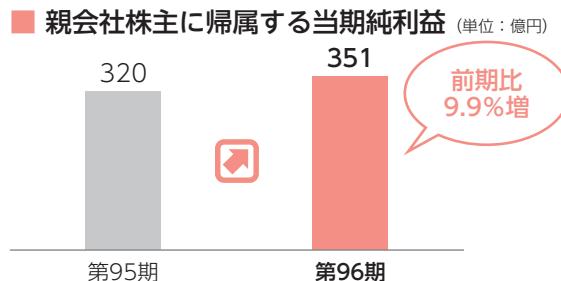
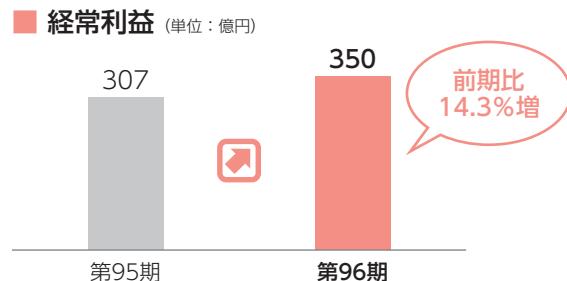
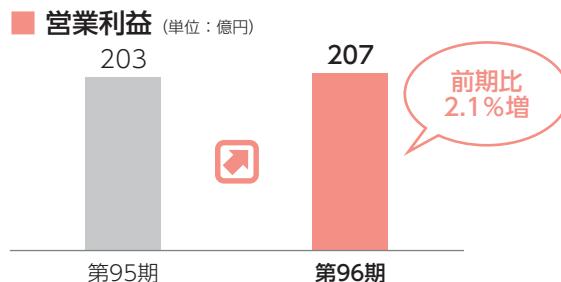
テレビ広告市況のスポット広告費における関東地区投下量は推計で前年同期比95.7%となりました。

このような状況の下、当連結会計年度における当社

グループの連結売上高は、テレビのタイム収入で減収となったものの、事業部門の大幅な増収により、3,681億3千万円(前期比2.8%増)となりました。

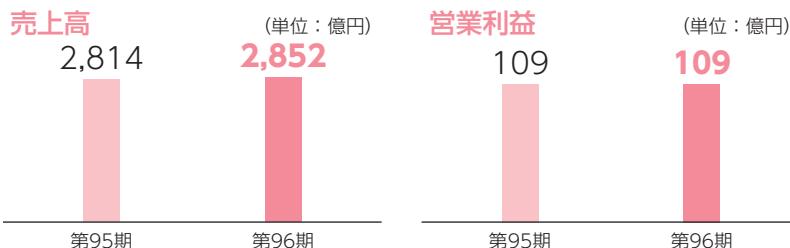
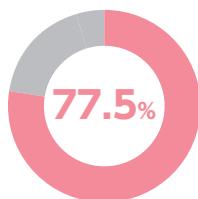
売上原価と販売費及び一般管理費を合わせた営業費用は、番組制作費やイベント実施費用等の増加により3,473億4千7百万円(前期比2.8%増)となりました。

この結果、営業利益は207億8千2百万円(前期比2.1%増)となりました。経常利益は350億8千6百万円(同14.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は351億8千2百万円(同9.9%増)となりました。



メディア・コンテンツ事業 売上高 2,852億円 (前期比1.4%増)

売上高構成比



メディア・コンテンツ事業セグメントの当連結会計年度の売上高は2,852億3千万円（前期比1.4%増）、営業利益は109億1千1百万円（同0.2%減）となりました。

(株)TBSテレビのテレビ部門の当連結会計年度の売上高については、6億7千5百万円増収の1,932億9千2百万円（前期比0.4%増）となりました。このうち、タイム収入は3年ぶりの開催となった「世界陸上2022オレゴン」や「WBC2023」のセールスが好調でしたが、前年の「東京オリンピック・パラリンピック」の反動をカバーするには至らず、799億1千6千万円（同2.3%減）となりました。スポット収入は、関東地区投下量が前年を下回り、大変厳しい市況となり、5局シェアが推計で20.6%と、前年同期比で0.5ポイント改善しましたが、829億6千9百万円（同1.9%減）となりました。一方、配信広告収入は、国内の無料動画配信が引き続き好調で、56億6千8百万円（同16.4%増）となったことに加え、国内及び海外有料動画配信も好調だったことにより、テレビ部門全体で増収となりました。

(株)TBSテレビの事業部門の当連結会計年度の売上高につきましては、59億9千6百万円増収の278億1千7百万円（前期比27.5%増）となりました。催事・興行では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた前年の反動に加え、TBS開局70周年記念 舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』のロングラン上演が7月より開始したことや、サッカー「パリ・サン＝ジェルマン ジャパンツアー2022」の成功が大きく貢献し、前年に比べ大幅な増収となったほか、映画・アニメも「99.9-刑事専門弁護士-THE MOVIE」や映画「五分の花嫁」、「ラーゲリより愛を込めて」といったヒット作に恵まれ増収となりました。マーチャンダイジングセンターは「クロサギ」や「君の花になる」等10月ドラマの商品化や、朝のベルト番組「ラヴィット！」のキャラクター「ラッピー」のIP展開が好調で、昨年の巣ごもり需要の反動をカバーし増収となりました。グローバルビジネスは「SASUKE」のフォーマット販売が引き続き好調で増収となりました。

㈱TBSラジオは、好調なイベント収入で増収となったものの、広告収入がタイム・スポットともに減収となり、2億5千3百万円減収の84億9千万円（前期比2.9%減）となりました。

㈱BS-TBSは、タイム収入、スポット収入の増収に加えて、配信を含む事業収入も引き続き好調で、7億9千4百万円増収の172億1千8百万円（前期比4.8%増）となりました。

㈱TBSグローディアは、ショッピング部門売上、DVD収入の減少があった一方、企画展やイベントでの集客回復等により、5億5千万円増収の280億8千9百万円（前期比2.0%増）となりました。

㈱日音は、業務代行収入の増加により、1億9千万円増収の85億7千4百万円（前期比2.3%増）となりました。

TCエンタテインメント㈱は、DVD販売の減少により、10億6千万円減収の71億2千2百万円（前期比13.0%減）となりました。

費用面においては、番組制作費の増加に加えて、事業部門での大型イベントの実施等により、前年より費用が増加しました。

この結果、同セグメントにおける営業利益は2千2百万円減益となる109億1千1百万円（前期比0.2%減）となりました。



「世界陸上2022 オレゴン」



舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』

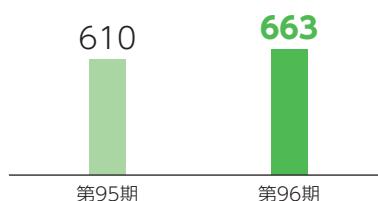
ライフスタイル事業 売上高 663億円 (前期比8.8%増)

売上高構成比



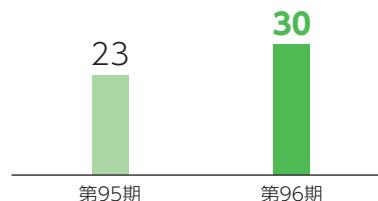
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



ライフスタイル事業セグメントの当連結会計年度の売上高は、663億9千1百万円（前期比8.8%増）、営業利益は30億6千4百万円（同29.7%増）の増収増益となりました。

スタイリングライフグループでは、通信販売事業の(株)ライトアップショッピングクラブで、前年好調であった受注の落ち着きにより、減収減益となりました。

ビューティ&ウェルネス事業は、化粧品の開発・製造・販売を行っている「BCLカンパニー」では依然厳しい

状況が続いておりますが、(株)CPコスメティクスでの化粧品販売の増加等により、事業全体で増収増益となりました。

また、中核の雑貨小売販売事業の「プラザスタイルカンパニー」は、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請解除による人流回復等で大幅な増収増益となり、スタイリングライフグループ全体で増収増益となりました。



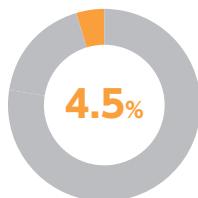
PLAZA船橋東武店



PLAZAで展開しているラッピー

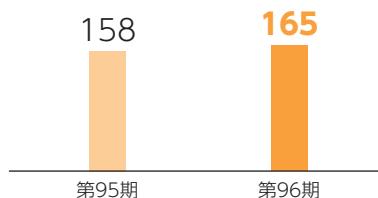
不動産・その他事業 売上高 165億円 (前期比4.3%増)

売上高構成比



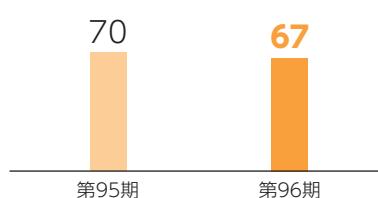
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



不動産・その他事業セグメントの当連結会計年度の売上高は165億8百万円（前期比4.3%増）、営業利益は67億9千8百万円（同3.7%減）となりました。

収入面は賃料収入の回復により増収となりましたが、水道光熱費の増加等により減益となりました。



赤坂Bizタワー

(2) 対処すべき課題

当社グループの最大の課題は、予測が難しく変化が続く経営環境においても、社会に求められる企業として持続的に企業価値を向上していくことであると認識しております。こうした課題に対し、長期的な視点に立ち、将来の目指す姿として、2021年5月に「TBSグループ VISION2030」を策定し、その実現に向けた第1フェイズとして、2021年度から2023年度を対象とした「TBSグループ 中期経営計画2023」を策定いたしました。

「TBSグループ VISION2030」の概要

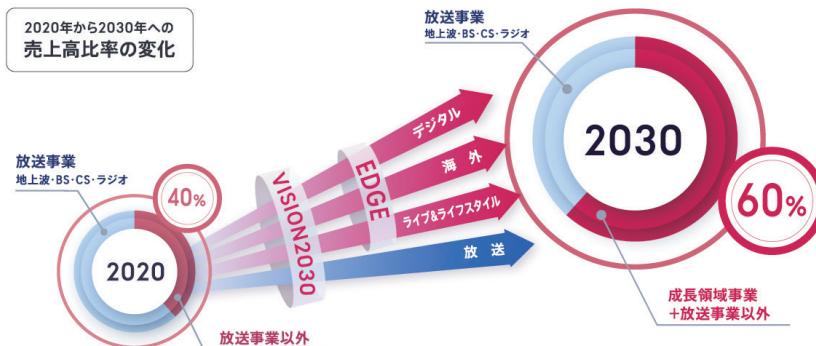
当社グループにとって最大の武器は“コンテンツ創造”の力です。ライフスタイルの多様化、インターネットの台頭などメディア環境が激変していく中で、今まで以上に人々の“信頼”に応え、心や生活を豊かにする素晴らしいコンテンツを“創り”、さらに放送の枠を超えて“拡げる”（届ける）。「心揺さぶるもの」すべてをコンテンツと定義し、その価値を最大化するコンテンツグループを、当社グループは目指します。

具体的には、オリジナルIP（知的財産）開発を推進し、クリエイティブを強化していきます。そして、創ったコンテンツを無限に広げる拡張戦略として「EDGE」を推進します。

EDGE: Expand Digital Global Experience

配信を強化してデジタルコンテンツを開拓し（Digital）、海外市場へのさらなる飛躍を追求し（Global）、ライブエンタテインメントやライフスタイルを“体験する”事業の拡大（Experience）へ当社リソースを集中していきます。

VISION2030の達成で、放送事業以外の収益を飛躍的に拡大



「TBSグループ VISION2030」で、拡張戦略「EDGE」によって、成長事業領域・放送事業以外がグループ売上の60%を占めるまで拡大することにより、グループの成長を目指します。

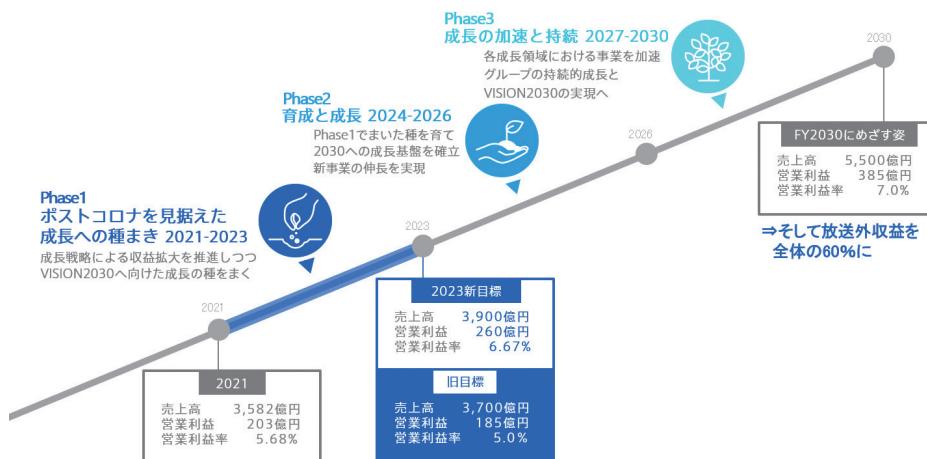
とはいえ、放送事業はこの成長の土台であり、放送事業の価値向上を目指すことに変わりはありません。これからの放送事業は、これまでに培った価値“信頼”をさらに深化させ、広告媒体の機能を超えて価値共創ハブとなり、パートナーと新たな価値を提案すること、また、データマーケティング推進によるメディアパワーの進化を目指していきます。

そして、公共的・社会的使命をもつメディアを包含するグループならではのESG経営として、私たちが暮らす地球に(E)、社会や働く仲間に(S)、責任企業として(G)「最高の”時”」を提供するため様々な施策を講じていきます。私たちはコンテンツを通じて、全てのステークホルダーとともに、多様な価値観が尊重される、幸福で持続可能な社会を共創してまいります。

「TBSグループ 中期経営計画2023アップデート」の概要

「TBSグループ 中期経営計画2023アップデート」は、2022年5月、「TBSグループ VISION2030」(2021年度～2030年度)のフェイズ1にあたる「TBSグループ 中期経営計画2023」における営業利益目標を、2021年度に達成したことを受けて策定したものです。成長戦略による収益拡大を加速・推進し、2030年のあるべき姿に向けて邁進するべく、テーマを従来の「コロナ禍からの回復と成長への種まき」から「ポストコロナを見据えた成長への種まき」へアップデートいたしました。

【「VISION2030」における中期経営計画2023アップデート】



まず、競争戦略としては「放送の価値向上」に引き続き取り組みます。新ファミリーコア（男女4～49歳）の個人視聴率を重点ターゲットとして、次世代視聴者の開拓とリーチの拡大に努めるほか、データの活用に基づいて広告主のニーズに沿った提案を行い、テレビ広告の価値の再構築を目指します。

また、成長戦略としては、「VISION2030」に掲げたコンテンツの拡張戦略「EDGE」の推進を加速します。

Digital及びGlobal領域では、2021年度に開始した海外配信プラットフォームでのコンテンツ世界配信を推進しつつ、世界市場への流通を前提としたコンテンツ制作に着手し、海外クリエイターとの協業を拡大していきます。具体的には、2021年度に設立した海外戦略の新会社「THE SEVEN」において、総額300億円規模のコンテンツ制作費予算のもと、世界水準のコンテンツの企画開発・プロデュースをはじめとして、映画、ライブエンタテインメント、ライセンス事業など、IP(知的財産)を核として、海外を視野に入れたビジネス展開を行い、5年以内に世界的ヒット作を2～3本制作することを目指します。また緑山に、国際基準のコンテンツ制作の拠点となる国内最大級の新スタジオを建設しています。

そしてExperience領域では、2022年7月から、アジア初上陸となる舞台「ハリー・ポッターと呪いの子」の無期限ロングラン公演を開始し、大ヒットを受け、2年目を迎えます。赤坂二・六丁目地区開発計画につきましては、2021年11月、国家戦略特別区域計画における国家戦略都市計画建築物等整備事業として認定を受けました。TBSの既存エリアも含め、Shake the World. AKASAKAをコンセプトに、赤坂を人々の喜びと幸福に寄り添う最高の“時”を届ける街として、一層の価値向上を図っていきます。



(株)THE SEVEN



「赤坂二・六丁目地区開発計画」

「TBSグループ 中期経営計画2023アップデート」では、上記のような取り組みの結果として、2023年度の定量目標を、連結売上高3,900億円、連結営業利益260億円、売上高営業利益率6.67%としております。セグメント別では、メディア・コンテンツ事業は、売上高3,074億円、セグメント利益160億円を目標に、またライフスタイル事業は、売上高660億円、セグメント利益26億円、不動産・その他事業は売上高166億円、セグメント利益74億円を目標といたします。政策保有株の売却による資金や営業キャッシュ・フロー等をもとに、1,400億円の成長投資を予定し、中長期的な利益拡大、および資本効率の向上を目指します。

TBSグループ マテリアリティ

「TBSグループマテリアリティ」は2022年5月、当社グループの企業理念・ブランドプロミスをふまえ、「TBSグループ VISION2030」で掲げた拡張戦略EDGEを実現し、ESG経営を推進する上で取り組みが不可欠な重要課題として公表したもので、「事業領域のマテリアリティ」と「ESG戦略としてのマテリアリティ」それぞれ3つずつ、あわせて6つを掲げました。

事業領域のマテリアリティは『世界に愛されるオリジナル・コンテンツを生み出す』『メディアとしての「社会的使命」を果たす』そして『テクノロジー開発・活用で仕事を変革する』です。また、ESG戦略としてのマテリアリティは『命息づく地球に「最高の“時”」を』『すべての働く仲間に「最高の“時”」を』そして『責任企業としてガバナンスを強化する』です。

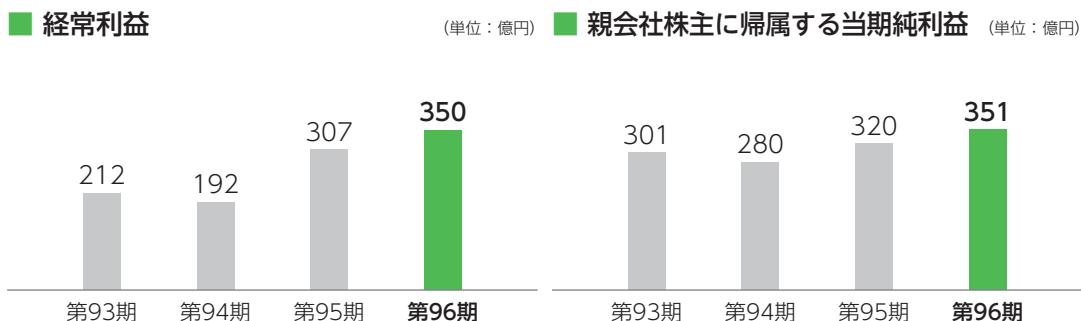
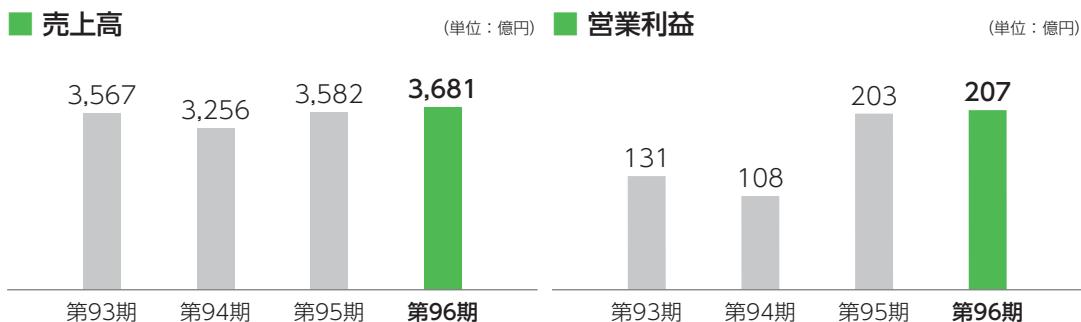
特定したマテリアリティについては、個々の項目について具体的な目標設定（数値目標を含む）を進めており、随時公表してまいります。

(3) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区分		第93期 (2020年3月期)	第94期 (2021年3月期)	第95期 (2022年3月期)	第96期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	356,796	325,682	358,269	368,130
営業利益	(百万円)	13,103	10,841	20,346	20,782
経常利益	(百万円)	21,274	19,233	30,707	35,086
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	30,174	28,072	32,008	35,182
1株当たり当期純利益	(円)	173.28	164.32	187.35	208.76
純資産	(百万円)	591,931	794,884	883,002	796,184
総資産	(百万円)	783,024	1,100,223	1,201,632	1,067,865

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第95期の期首から適用しております。



(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、テレビ・ラジオの放送および映像・音声ソフト等の制作・販売、文化事業を主に、これらに附帯する保守、サービス等を行っております。

当連結会計年度における事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
メディア・コンテンツ事業	<ul style="list-style-type: none">・放送関連事業 放送、番組制作、映像技術、美術制作、コンピューターグラフィックス、音声技術、照明技術、カメラ取材、CATV投資、映像投資、調査・研究等・各種催物、ビデオソフト等の企画・制作事業、CS事業 映像・音声ソフト制作・販売・配信事業、各種催物、番組販売、ビデオソフト制作・販売、アニメ・マンガの企画・制作、音楽ソフト企画・制作等
ライフスタイル事業	通信販売、雑貨小売、化粧品製造・販売等
不動産・その他事業	<ul style="list-style-type: none">・不動産賃貸・保守およびサービス事業 スタジオ管理、冷暖房管理、駐車場管理、機材リース、保険代理、不動産賃貸等

(5) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

営業所名	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目3番6号

② 子会社

会社名	所在地
株式会社TBSラジオ、株式会社TBSテレビ(注1)、株式会社BS-TBS、 株式会社TBSスパークル、株式会社TBSプロウディア、 株式会社TBSアクト、株式会社THE SEVEN、株式会社TBSメディア総合研究所、 株式会社日音、株式会社CS-TBS、TCエンタテインメント株式会社、 株式会社マンガボックス、株式会社TBS企画、株式会社TBSサンワーク、 株式会社TBSヘクサ、赤坂熱供給株式会社	東京都港区
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス(注2)、 株式会社ライトアップショッピングクラブ、株式会社CPコスメティクス(注3)	東京都新宿区
株式会社Seven Arcs	東京都武蔵野市
株式会社緑山スタジオ・シティ	神奈川県横浜市
TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.	米国 ニューヨーク

(注1) 株式会社TBSテレビは、大阪府大阪市に関西支社、神奈川県横浜市にテレビスタジオ、東京都墨田区にテレビ送信所を有しています。

(注2) 株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、全国店舗網として「PLAZA」83店舗等と大阪府大阪市に営業所、静岡県焼津市に主要な工場を有しています。

(注3) 株式会社CPコスメティクスは、東京都品川区・北海道札幌市・愛知県名古屋市・大阪府大阪市・福岡県福岡市に営業所を有しています。

(6) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

事業区分	就業人員数	前連結会計年度末比増減
メディア・コンテンツ事業	4,547名	80名増
ライフスタイル事業	1,418名	11名減
不動産・その他事業	84名	7名増
全社（共通）	537名	56名増
合 計	6,586名	132名増

(注) 全社（共通）として記載されている就業人員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン (注1)	20,000

(注1) 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする22社によるものであります。

(注2) 連結子会社である株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、株式会社三井住友銀行など4社と合計90億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(事業報告「資金調達の状況」参照 借入実行残高なし、借入未実行残高90億円)

株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 171,591,065株
- ③ 株主数 21,638名
- ④ 大株主およびその持株数 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,996,400	8.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	9,310,500	5.52
株式会社MBSメディアホールディングス	8,848,100	5.25
三井不動産株式会社	5,713,728	3.39
株式会社NTTドコモ	5,713,000	3.39
日本生命保険相互会社	5,006,235	2.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,478,782	2.65
三井物産株式会社	4,288,000	2.54
株式会社ビックカメラ	4,190,000	2.48
株式会社講談社	3,771,200	2.23

(注1) 持株比率は、自己株式 (3,211,174株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(注2) 当事業年度末の外国人等の議決権に占める放送法上の割合は、15.95%であります。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口) の持株数9,310,500株は、株式会社電通が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	52,882株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年2月10日開催の取締役会で、株主還元および資本効率向上を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、実施しました。

自己株式の取得について

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	3,500,000株
株式の取得価額の総額	5,937,655,921円
取得する期間	2022年3月3日～2022年10月20日

また、当社は、2023年2月9日開催の取締役会で、当社の完全子会社である株式会社TBSテレビの従業員を対象に、福利厚生充実および中長期的な企業価値を高めることを目的として、信託を活用したインセンティブ・プラン（株式付与ESOP信託）を導入しております。2023年3月31日現在、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は3,185,000株であります。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
ア. 当事業年度に係る報酬等の額	53
イ. 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の表ア. の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間および報酬の見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると認められる場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる等、監査役会が必要であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定にもとづき取締役会が当該議案を株主総会に提出いたします。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり定めております。

はじめに

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかる。

当社は、企業集団として内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかる。

同委員会は、当社および当グループの取締役ならびに外部委員で構成し、以下の事項を所管する。

1. 内部統制体制の整備・評価・改善に関すること
2. 企業倫理の確立に関すること
3. リスクの管理および適正で効率的な業務の推進に関すること
4. 情報開示体制に関すること
5. 当グループ各社の取締役会の諮問に関すること

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当グループが最良の企業体として成長していくための企業理念を掲げて、「TBSグループ行動憲章」を制定し、すべての役員が守るべき基本的誓約とする。

また、同憲章を具体的に実現するための基準を、「TBSグループ行動基準」として定め、これらの遵守の徹底をはかる。

(b) 「TBSグループ情報開示基本方針」を策定し、適時かつ適切な情報開示を行い、当グループとしての説明責任を果たす。

(c) 当社社外取締役・社外監査役および外部の有識者からなる「企業価値評価特別委員会」は、取締役会の諮問に応じ、企業価値最大化を実現する方策としての的確性を検討し、検討結果を取締役に勧告する。

- (d) 当社においては、常勤監査役に社外監査役が加わり監査役会を置いて監査を行う。特に重要な子会社である株式会社TBSテレビにおいては、監査役会は置かないが、社外監査役など当社に準ずる体制で監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
- (b) 取締役および監査役から、取締役の職務執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動および業務プロセスに係る損失の危険を継続的にコントロールするために必要な「TBSグループ総合リスク管理基本方針」「TBSグループ総合リスク管理規定」等規程を定め、運用要領に基づくリスク・モニタリングを行い、「TBSグループ企業行動委員会」の小委員会である「TBSグループ総合リスク管理委員会」で、半年ごとに総括する。
- (b) 株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応する。
- (c) 投資および融資の管理、調整、その効率的運用をはかるため、「投融資管理規定」を定め、「投融資部会」が、投融資の適否の事前審査にあたり「常勤役員会」に諮るものとする。
- (d) 企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSグループ危機対応規定」を策定し、重大なリスクの現実化に対応する。
- (e) 「TBSグループ情報連絡会議」を設置して、リスクの現実化に際して、事案に対応するために必要な情報を集約し、情報の共有をはかる。
- (f) 「TBSグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、不正アクセスやコンピューターウィルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵奪等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催する。
- (b) 経営方針および経営戦略に係る重要事項については、原則として週1回開催される「常勤役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (c) 総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「常勤役員会」が直接、長期経営計画の実施を推進・調整する。

(5) 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約として制定し、同憲章を具体的実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を定め、これを遵守する。
- (b) 法務・コンプライアンス統括室を、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させる。また、内部監査室を、内部監査部門として有効かつ適切に機能させる。
- (c) 当グループの内部通報制度として「TBSホットライン」を整備し、法令または社内規則に違反する事実等についての通報の受付窓口を、法務・コンプライアンス統括室および社外弁護士事務所に設け、適切に運用する。
- (d) 特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備する。

(6) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当グループ各社共通の誓約・行動指針とし、当社は、グループ各社に対して、その遵守を徹底するため定期的なレビューを行う。
- (b) 傘下の放送局である株式会社TBSテレビ、株式会社TBSラジオ、株式会社BS-TBSにおいては、放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、各社の諮問に対する答申および建議を行う。
- (c) 当社に、「内部監査室」を置き、当グループ各社を含めた内部監査を行う。
- (d) 当グループ各社において、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」を策定し、内部統制体制を構築・運用するよう浸透をはかり、グループ内親会社・子会社関係の健全性を保つための体制を整える。
- (e) 当グループ各社は、「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかるための体制をつくり、運用する。

- (f) 当グループの業務の適正化と経営効率の向上をはかる目的で、「関係会社経営管理規定」を定め、子会社の取締役等が職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整えるとともに、関係会社の指導および育成を促進する。

(7) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制および監査役への報告に関する体制

① 監査役職務を補助すべき職員に関する事項と当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員は監査役の指示に基づき監査役の補助を行い、その人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得る体制を確保する。
- (b) 監査役会は、監査役の調査に関する事項等について、必要な場合は監査役会調査本部を設置し、監査役会が任命した職員をして監査役会または監査役を補佐させることとし、調査本部の調査に係る費用は会社が適切に負担する。

② 取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告する。また、報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱を受けない体制を確保する。
- (b) 監査役は、随時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- (c) 「TBSグループ情報連絡会議」「TBSホットライン」の適正な運用をはかることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (d) 監査役は、内部監査室が行った内部監査の結果について報告を受ける。
- (e) 監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができる。
- (f) 監査役、会計監査人、内部監査室と法務・コンプライアンス統括室は有効かつ効率的な内部統制を構築するため情報を共有する。
- (g) 監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の意思を尊重して、適切に会社が負担する。

③ 当社の子会社の取締役等および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) グループ各社において、取締役および職員が、重要なリスクや内部統制に関する事項について当社監査役に報告する体制とともに、当社監査役が、随時、必要に応じて、グループ会社の取締役および監査役または職員に対する報告を求めることができる体制を確保する。
- (b) 監査役に報告を行ったグループ会社の取締役または監査役および職員と、それによる報告を受けた取締役および職員が監査役に報告した事実や内容をめぐって、不利な取扱いを受けない体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づく「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って、TBSグループ総合リスク管理規定、文書取扱規定その他の社内規程を整備の上、TBSグループ総合リスク管理委員会その他の各種委員会を開催する等、内部統制担当部署が中心となって、内部統制システムの整備・運用を進めています。また、企業集団としての内部統制体制を構築・推進するため、社長を委員長とする「TBSグループ企業行動委員会」を設置し、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかっています。

当期末時点において、当社の内部統制システムが「業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議に沿って適切に実施され、有効に機能していることについて、内部統制担当部署と内部監査室が、取締役会その他の重要会議の議事録の閲覧、各部署からの報告書の受領ならびにヒアリングの実施等により、確認を行っています。このほか、指摘すべき具体的な運用状況として、とりわけ次の点を挙げることができます。

- (1) リスク管理については、「TBSグループ総合リスク管理規定」に基づき、①会社の経営目標および内部統制目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与える「重点項目」の特定、④リスクを最小化すべく「重点項目」への対応計画の策定、⑤「重点項目」への対応の進捗状況の確認、という過程を通じて推進しています。対応計画の策定・実施については各専門部署が主体となり、全社的に対応し、TBSグループ総合リスク管理委員会が統括しています。
- (2) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備については、「TBSグループコーポレートガバナンス要綱」により、企業集団として遵守すべきルールを定め、各社に遵守を求めています。TBSグループ総合リスク管理委員会と内部統制担当部署は、対象会社が、当該ルールに沿って

業務を適正に実施しているかをチェックし、課題がある場合には、改善を求めています。

- (3) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの運用については、「適正業務調査特別小委員会」を設置して、対象会社における業務の適正を確保するための体制について調査を行い、TBSグループ企業行動委員会に報告しています。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するために行われる内部統制については、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところにしたがって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きにより、その有効性を自ら評価し、結果を外部に報告しています。評価は「財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する規程」にしたがって社長が実施し、直属の内部監査室がこれを補佐しています。内部監査室は会計監査人と協議のうえ評価の範囲等を定めた評価計画を策定し、内部統制の整備状況および運用状況の評価を実施しています。不備が検出された場合は、当該対象プロセスにおける内部統制責任者に是正を勧告するとともに、年度末に不備を集計し、社長および取締役会、監査役等に報告しています。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整備しましたが、2021年5月14日に当社グループの中期経営計画「TBSグループ 中期経営計画2023」を策定し、さらに2022年5月13日には目標数値を引き上げるアップデートを行ったことに伴い、2022年5月13日の取締役会において、当該中期経営計画に関わる部分について、以下の通り改定を行いました。

(1)基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、持続可能な社会とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉と其中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することといたします。また、当社グループの新しい中期経営計画として、2021年5月14日に「TBSグループ 中期経営計画2023」を策定し、2022年5月13日には、目標数値を引き上げるアップデートを行いました。これに基づき、新たな目標の達成に取り組んでまいります。

(2) 「TBSグループ 中期経営計画2023」の策定および実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み

当社グループは、創立以来、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供することで企業価値向上に努めてまいりました。しかしながら昨今、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、デジタル化など、当社を取り巻く環境は急速に変化し、また、自然災害や

新型コロナウイルス感染症の拡大など、予測の難しい経営環境が続いております。このような環境下においても、社会に求められる企業として持続的に企業価値を向上していくことが、当社グループの最大の課題であるとの認識に立ち、長期的な視点から、将来の目指す姿として「TBSグループ VISION2030」を策定いたしました。その中で、皆様の「心を揺さぶる」すべてをコンテンツととらえ、当社グループの最大の強みである「コンテンツ創造」の力を軸に、放送の枠を超えてあらゆる「最高の“時”」を創造するコンテンツグループを目指すというビジョンを示しました。そして、その実現に向けた第1フェイズとして、2021年度から2023年度を対象とした「TBSグループ 中期経営計画2023」を策定し、さらに目標数値を引き上げるアップデートを行って「ポストコロナを見据えた成長への種まき」をテーマに様々な施策に取り組んでいくこととしています。当社グループは、「TBSグループ 中期経営計画2023」の遂行を通じて、当社および当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様への負託に応えてまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、2007年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」について、その実質を維持しつつ株主の皆様のご意思をさらに重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、2007年6月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「2007年株主総会決議」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が2009年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法および金融商品取引法の改正および施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得て、2007年株主総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。さらに、2021年3月4日付けで特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を経て、同日開催の当社取締役会の決議により、2007年株主総会決議の枠内で、特別委員会の構成および委員の利益相反性に関する要件を変更しております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。なお、以下の記載は、事業報告における記載の分かりやすさを確保する観点から、本プランの内容を一部簡略化したものです。

1. 本プランの概要

(a) 本プランの発動にかかる手続

(i) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(iv)のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記(ii)、(iii)および(v)ないし(vii)の手続に従って決せられることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等
- ③ 当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(ii) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記(iii)に定義されます）および当該期間における検討の結果下記(vi)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わない

こと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

- ① 買収者グループの概要
- ② 大規模買付行為等の目的、方法および内容
- ③ 大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容
- ④ 大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯
- ⑤ 大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け
- ⑥ 大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- ⑦ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針
- ⑧ 当社の認定放送持株会社としての、およびTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方
- ⑨ その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(iii) 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記①または②の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

- ① 対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものといたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行います。特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものといたします。なお、かかる費用は当社が負担するものといたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記(iv)で定める所要の対応措置を発動することといたします。

(iv) 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

- ① 例外事由該当者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、
- ② 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または
- ③ 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

(v) 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものといえます。

(vi) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記(v)の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといえます。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものといえます。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものといえます。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといえます。

(vii) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記(iii)にもとづく対応措置発動の勧告または上記(v)にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものといえます。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2022年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、さらに3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、その時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2. 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし3名、社外監査役のうちから1ないし2名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から1ないし3名の社外委員（但し、いずれも事前対応または対応措置の対象となる買収者グループとの利害関係のない者とし）をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3. 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1. 本プランの概要」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされます）における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。

(d) 当社による新株予約権の取得

- (i) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
- (ii) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとしてすることがあり得ます。
- (iii) 上記(i)の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

4. 株主の皆様等への影響

(a) 本プラン更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の発行等を行なわれませんので、株主や投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

(b) 取締役会評価期間中に株主および投資家の皆様に与える影響

取締役会評価期間における事前対応において、当社が買収者グループから提供を受け、また自ら収集した資料等およびこれらにもとづく当社の意見ないし判断については、必要かつ適切な範囲で株主および投資家の皆様に適宜開示いたします。さらに、当社による代替案がある場合には、これを提示することといたします。当社は、事前対応を、株主および投資家の皆様のご判断のために必要となる重要な情報開示の機会ととらえております。

(c) 本新株予約権の無償割り当てに伴い株主および投資家の皆様に与える影響

本プランにおいて想定されている対応措置の仕組み上、本新株予約権の無償割り当て時には、当社の株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、例外的事由該当者については、対応措置が発動された場合、結果的に、法的権利および経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

当社といたしましては、本プランにもとづき対応措置を発動するに際しては、関係法令等および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示を行うとともに、株主および投資家の皆様に不測の損害または不利益が生じないよう十分に配慮し、適切に対処いたします。また、対応措置としての本新株予約権の無償割り当ての決議および本新株予約権の無償割り当てに係る権利落ち後においては、株主および投資家の皆様に不測の損害または不利益が生じないよう、本新株予約権の無償割り当ての中止、または無償割り当てされた本新株予約権の無償取得は行わないものとします。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2005年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、2007年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置づけるとともに内容の一部改定を行い、2007年株主総会決議において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、2009年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、2007年株主総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が2006年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様のご権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認すること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされていること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていること等から、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 2023年3月31日現在	科目	第96期 2023年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	209,058	流動負債	104,059
現金及び預金	97,649	支払手形及び買掛金	42,411
受取手形、売掛金及び契約資産	66,422	1年内返済予定の長期借入金	20,000
棚卸資産	20,358	未払金	11,947
前払費用	10,971	未払法人税等	8,449
その他	13,759	未払消費税等	1,013
貸倒引当金	△102	未払費用	2,333
固定資産	858,807	賞与引当金	4,286
有形固定資産	260,348	役員賞与引当金	21
建物及び構築物	83,388	その他	13,595
機械装置及び運搬具	8,178	固定負債	167,621
工具器具備品	2,518	退職給付に係る負債	15,305
土地	163,680	リース債務	208
リース資産	196	繰延税金負債	136,999
建設仮勘定	2,385	その他	15,107
無形固定資産	14,897	負債合計	271,681
ソフトウェア	6,354	純資産の部	
のれん	7,815	株主資本	472,047
その他	727	資本金	54,986
投資その他の資産	583,560	資本剰余金	42,547
投資有価証券	572,436	利益剰余金	385,868
長期貸付金	127	自己株式	△11,354
繰延税金資産	2,603	その他の包括利益累計額	308,619
長期前払費用	186	その他有価証券評価差額金	308,393
その他	8,358	繰延ヘッジ損益	10
貸倒引当金	△152	為替換算調整勘定	168
資産合計	1,067,865	退職給付に係る調整累計額	47
		非支配株主持分	15,517
		純資産合計	796,184
		負債・純資産合計	1,067,865

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第96期	
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	
売上高		368,130
売上原価		251,711
売上総利益		116,419
販売費及び一般管理費		95,636
営業利益		20,782
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	14,423	
持分法による投資利益	106	
その他	634	15,179
営業外費用		
支払利息	78	
固定資産除却損	196	
控除対象外消費税等	185	
投資事業組合運用損	32	
その他	381	875
経常利益		35,086
特別利益		
投資有価証券売却益	20,638	
関係株式交換益	647	21,286
特別損失		
退職給付費用	860	
事業構造改善費用	654	
投資有価証券売却損	536	
固定資産撤去費	196	
減損損失	118	
投資有価証券評価損	22	2,389
税金等調整前当期純利益		53,984
法人税、住民税及び事業税	18,318	
法人税等調整額	△693	17,625
当期純利益		36,358
非支配株主に帰属する当期純利益		1,176
親会社株主に帰属する当期純利益		35,182

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,986	42,576	357,818	△1,552	453,829
当期変動額					
剰余金の配当			△7,132		△7,132
親会社株主に帰属する 当期純利益			35,182		35,182
自己株式の取得				△10,904	△10,904
自己株式の処分		△29		1,104	1,074
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△29	28,049	△9,801	18,218
当期末残高	54,986	42,547	385,868	△11,354	472,047

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	414,390	25	81	127	414,625	14,547	883,002
当期変動額							
剰余金の配当							△7,132
親会社株主に帰属する 当期純利益							35,182
自己株式の取得							△10,904
自己株式の処分							1,074
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△105,997	△15	87	△80	△106,006	969	△105,036
当期変動額合計	△105,997	△15	87	△80	△106,006	969	△86,818
当期末残高	308,393	10	168	47	308,619	15,517	796,184

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

事業報告「重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

(株)テレパック

非連結子会社22社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

持分法適用の関連会社の数 4社

主要な持分法適用の関連会社の名称 (株)WOWOW

当連結会計年度より、株式を追加取得したことにより、(株)Amazing Sports Lab Japanを持分法適用の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパンは、株式交換による持分譲渡を行ったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社

主要な持分法非適用会社の名称

(株)キッズステーション

非連結子会社22社及び関連会社26社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL,INC.の決算日は12月31日です。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

番組及び仕掛品

主として個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法または総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

構築物

定額法（ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法）

その他

定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

每期均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末までの負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは、主として放送関連事業、小売事業を提供しております。放送関連事業においては、主に視聴者・聴取者に向けて番組と広告の放送を行っております。番組と広告が放送された時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。小売事業においては、商品及び製品の引渡時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、卸販売やインターネットによる通信販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積み額を控除し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しており、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する商品及び製品の販売については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部子会社は給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、主として発生時より、数理計算上の差異は、主として翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② のれんの償却に関する事項

発生年度以後20年以内で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度の損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	8,937百万円
番組及び仕掛品	10,621百万円
原材料及び貯蔵品	798百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	221,210百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	
3. 保証債務	
従業員の住宅ローン	370百万円
4. 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から 控除している額	1,742百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	171,591,065	－	－	171,591,065
合計	171,591,065	－	－	171,591,065
自己株式				
普通株式(注1,2,3)	874,583	6,195,553	634,197	6,435,939
合計	874,583	6,195,553	634,197	6,435,939

(注1) 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託が保有する当社株式3,185,000株が含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,195,553株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,995,700株、株式付与ESOP信託による自己株式の取得による増加3,185,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加13,462株、単元未満株式の買取りによる増加633株、持分法適用会社の持分比率変動による増加758株であります。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の減少634,197株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分109,797株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分524,400株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,756	22	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	3,375	20	2022年9月30日	2022年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,704	利益剰余金	22	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 「配当金の総額」には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金70百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクに関しては、主要取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金、設備資金、事業資金、借入金返済資金等であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額23,831百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	66,422	66,396	△26
(2) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	120	117	△2
② 関係会社株式	9,569	5,690	△3,879
③ その他有価証券	538,915	538,915	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(20,000)	(20,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払金」

これらについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産

これらのほとんどは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略してしております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、4,180百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類してしております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類してしております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	538,915	—	—	538,915
資産計	538,915	—	—	538,915

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	66,396	－	66,396
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	117	－	117
子会社及び関連会社株式				
関連会社株式	5,690	－	－	5,690
資産計	5,690	66,513	－	72,203
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	－	(20,000)	－	(20,000)
負債計	－	(20,000)	－	(20,000)

受取手形、売掛金及び契約資産

当社の保有する一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を時価としておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の元利息を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
71,983	307,813

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。その他の物件については、主として「不動産鑑定評価基準」を参考に自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		メディア・ コンテンツ事業	ライフスタイル 事業	不動産・ その他事業	合計
地上波	タイム	79,124	－	－	79,124
広告収入	スポット	82,886	－	－	82,886
放送関連その他収入		37,068	－	－	37,068
不動産その他収入		－	－	16,508	16,508
その他事業収入		86,151	66,391	－	152,542
外部顧客への売上高		285,230	66,391	16,508	368,130

(注)賃貸借契約に基づくリース収入等を含めております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産、契約負債の当連結会計年度末残高及び前連結会計年度末からの変動額について重要性はありません。

当社グループが認識した収益に係る対価は、履行義務の充足から概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	66,228	65,869

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 4,726円87銭
- 1株当たり当期純利益 208円76銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

当連結会計年度 3,185,000株

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

当連結会計年度 222,245株

(その他の注記)

1. 株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託

当社は、当社の完全子会社である㈱TBSテレビ(以下「TBSテレビ」といいます。)の福利厚生の実施および中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

当社は、TBSテレビの従業員の一部(以下「TBSテレビ従業員」といいます。)を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として本制度を導入しております。

本制度を導入するにあたり、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」といいます。)と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員に対するインセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)をTBSテレビ従業員の資格等級等に応じてTBSテレビ従業員に交付および給付(以下「交付等」といいます。)するものです。

本制度の導入により、TBSテレビ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識したTBSテレビ従業員の業務遂行を促すとともに、TBSテレビ従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるTBSテレビ従業員の意志が反映される仕組みであり、TBSテレビ従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、5,872百万円、3,185,000株であります。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 2023年3月31日現在	科目	第96期 2023年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	14,537	流動負債	92,635
現金及び預金	3,125	買掛金	1,351
売掛金	596	関係会社短期借入金	68,526
前払費用	140	1年内返済予定の長期借入金	20,000
未収入金	8,410	未払金	412
その他	2,263	未払法人税等	1,672
		未払消費税等	158
		未払費用	180
		賞与引当金	260
		その他	72
固定資産	766,889	固定負債	107,026
有形固定資産	94,022	長期預り金	19,277
建物	29,829	退職給付引当金	7,162
構築物	857	繰延税金負債	80,447
機械及び装置	246	その他	138
車両及び運搬具	0		
工具器具備品	812	負債合計	199,661
土地	60,807		
建設仮勘定	1,468	純資産の部	
無形固定資産	1,321	株主資本	392,323
ソフトウェア	1,260	資本金	54,986
その他	60	資本剰余金	50,100
投資その他の資産	671,545	資本準備金	35,026
投資有価証券	301,239	その他資本剰余金	15,074
関係会社株式	363,776	利益剰余金	298,538
関係会社出資金	4,180	利益準備金	4,217
長期貸付金	12	その他利益剰余金	294,321
長期前払費用	65	別途積立金	194,312
その他	2,298	繰越利益剰余金	100,009
貸倒引当金	△27	自己株式	△11,302
		評価・換算差額等	189,442
		その他有価証券評価差額金	189,442
資産合計	781,426	純資産合計	581,765
		負債・純資産合計	781,426

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第96期	
	自 2022年4月 1日	至 2023年3月31日
営業収益		
不動産賃貸収入	15,919	17,188
その他の収入	1,268	
営業費用		
不動産賃貸費用	7,920	17,279
その他事業費用	222	
一般管理費	9,135	
営業損失		△90
営業外収益		
受取利息及び配当金	66,792	66,851
その他	58	
営業外費用		
支払利息	315	1,027
株式関連費用	445	
控除対象外消費税等	147	
投資事業組合運用損	32	
その他	87	
経常利益		65,733
特別利益		
投資有価証券売却益	17,101	17,101
特別損失		
関係会社株式交換損	2,909	3,583
投資有価証券売却損	536	
事業構造改善費用	136	
税引前当期純利益		79,252
法人税、住民税及び事業税	7,434	7,505
法人税等調整額	71	
当期純利益		71,747

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	54,986	35,026	15,103	50,129	4,217	194,312	64,867	263,397
当期変動額								
剰余金の配当							△7,132	△7,132
当期純利益							71,747	71,747
自己株式の取得								
自己株式の処分			△29	△29				
会社分割による減少							△29,473	△29,473
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△29	△29	-	-	35,141	35,141
当期末残高	54,986	35,026	15,074	50,100	4,217	194,312	100,009	298,538

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,502	367,011	259,794	259,794	626,805
当期変動額					
剰余金の配当		△7,132			△7,132
当期純利益		71,747			71,747
自己株式の取得	△10,904	△10,904			△10,904
自己株式の処分	1,104	1,074			1,074
会社分割による減少		△29,473			△29,473
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△70,351	△70,351	△70,351
当期変動額合計	△9,800	25,311	△70,351	△70,351	△45,040
当期末残高	△11,302	392,323	189,442	189,442	581,765

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物

定額法

構築物

定額法 (ただし2016年3月31日以前に取得したものは定率法)

その他

定率法

無形固定資産

定額法。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法。

長期前払費用

毎期均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までの負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 ……………従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生翌事業年度に費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社における顧客との契約から生じる主な収益は経営管理料であり、各関係会社との契約に基づき、経営管理業務を履行する義務を負っております。当該経営管理料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	43,869百万円
2. 保証債務	
従業員の住宅ローン	370百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	1,414百万円
短期金銭債務	407百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業収益	1,932百万円
営業費用	2,308百万円
営業取引以外の取引高	56,386百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注1, 2, 3)	835,576	6,194,795	634,197	6,396,174
合計	835,576	6,194,795	634,197	6,396,174

(注1) 当事業年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託が保有する当社株式3,185,000株が含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,194,795株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,995,700株、株式付与ESOP信託による自己株式の取得による増加3,185,000株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加13,462株、単元未満株式の買取りによる増加633株であります。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の減少634,197株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分109,797株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分524,400株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
投資有価証券及び関係会社株式	23,859
退職給付引当金	2,193
未払事業税	330
賞与引当金	80
その他有価証券評価差額金	△83,542
その他	675
小計	△56,405
評価性引当額	△24,041
合計	△80,447

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費	0.06%
受取配当金	△22.55%
評価性引当額の増減	1.06%
その他	0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.47%

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 重要な収益

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)TBSテレビ	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	9,107 (注2)	関係会社 短期借入金	2,168
子会社	(株)THE SEVEN	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	26 (注2)	関係会社 短期借入金	29,673
子会社	(株)BS-TBS	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 資金の借入	資金借入 (注1)	3,784 (注2)	関係会社 短期借入金	12,611

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 短期資金の借入と返済の純額を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,521円69銭
2. 1株当たり当期純利益	425円63銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

当事業年度 3,185,000株

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

当事業年度 222,245株

(その他の注記)

1. 株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan)信託

株式付与ESOP信託に関わる取引については、連結注記表の「その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 T B S ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 塚原 克 哲
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 御 厨 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T B S ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T B S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社TBSホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

塚原克哲

公認会計士

御厨健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TBSホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務・コンプライアンス統括室、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務するほか、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。グループ監査の観点からは、グループ会社の常勤監査役をメンバーとする連絡会を開催し、情報や意見の交換をいたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 TBSホールディングス 監査役会

常勤監査役	西野智彦	Ⓔ
常勤監査役	市川哲也	Ⓔ
社外監査役	北山禎介	Ⓔ
社外監査役	藤本美枝	Ⓔ
社外監査役	竹原相光	Ⓔ